

議案第 38 号

市川市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例の制定について

市川市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例を次のように定める。

令和元年 11 月 29 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例
生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 3 条第 2 項の規定により条例で定める区域の規模に関する条件は、300 平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

生産緑地法の改正により生産緑地地区の面積要件の下限を条例で引き下げることができることとされたことを踏まえ、都市農地の保全及び活用を図るため、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を条例で定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。